

事 務 連 絡
平成26年12月18日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の
適切な保管・運搬について

平素より救急行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。
今後の本格的な冬の到来とともに、寒冷な環境下において救急業務を実施することが多くなると想定されます。

救急業務中に使用される自動体外式除細動器（AED）については、これまでも適切な管理をお願いしてきたところですが、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されています。救急業務の実施に際してAEDが正しく作動せず、その活動に支障が生じることを防ぐため、各消防本部が所有するAEDの日常的な保管や寒冷な環境下への運搬に際して適切な温度管理を行うよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 寺谷専門官、立花、濱砂

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539